

成田名所図會

二

成田參詣記卷二目次

八幡社

元亨元年古鐘 古文書
正宗脇指 額字

八幡不知森

東原本郷村

法華經寺

古文書 富城常忍遺物
古文書目錄 日高上人碑

總社明神社

社内十
社考

寶成寺

成瀬侯碑
葛師六郷考

成田參詣記卷二

ハ幡社ハ幡村小あり 此の方古ハ幡と云 社領五十二石 天正十九年 社の傳ハ

宇多天皇の勅頭少て寛平中石清水ハ幡茂移一祀ら 城書ハ 清和天皇貞観中

石清水ハ幡茂移一祀ら 城書ハ 清和天皇貞観中

延徳使とて諸國守備と云 此の所家傳の神事ハ 六十六國一祭ハ 此の所

何屋土記ハ 神道景雲三年九月ハ 太宰府の神主阿曾屋敷と奉て 五祭七道ハ 此の所

置とのまハ 一説ハ 天長元年九月ハ 和氣朝臣真綱ハ 勅一ハ 諸國小祭ハ 云以上ハ 此の所

中に至り源右將修造と加らる 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ

預め本年の豊凶と云 八月十五日放生會の神事あり 此日神輿を出せり 此の所ハ

五月の祭事に決た大まらなり 十四日より十八日までは 前後五日男女雜畜齋集ハ 此の所ハ

生養の齋ハ 故ハ 銀杏の神木あり 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ

永寺社ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ

地師社ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ 此の所ハ



武陵 吉



住吉明神神靈
 神功皇后
 征韓の図

○成田参詣記卷二

神功皇后肥前松浦河を
 釣を投げ征韓の勝敗を
 預めトひまの図
 御髪ヲ海水ニミタシ分チ束子ヲ男装ヲ
 成シ給ヒシハ極日浦ニテクオトナレト此真姿
 ラ画シハコトヲ省ケナリ
 或云熊襲ハ征韓ニテ屢々反セシモ高
 兼新羅ノ外援ヲ頼ミマツロハサリキリ
 コレヲ悟シ其根本ヲタチシナルヘシ當時史文
 駿跡特ニ仲哀天皇ノ崩ルミナラスト云々
 イハタルコトニヨツ然ルニ史ニ財宝ヲ得シトテ
 他ノ國ヲ撃チシ趣ニ見エシハ大ニ非カトナリ



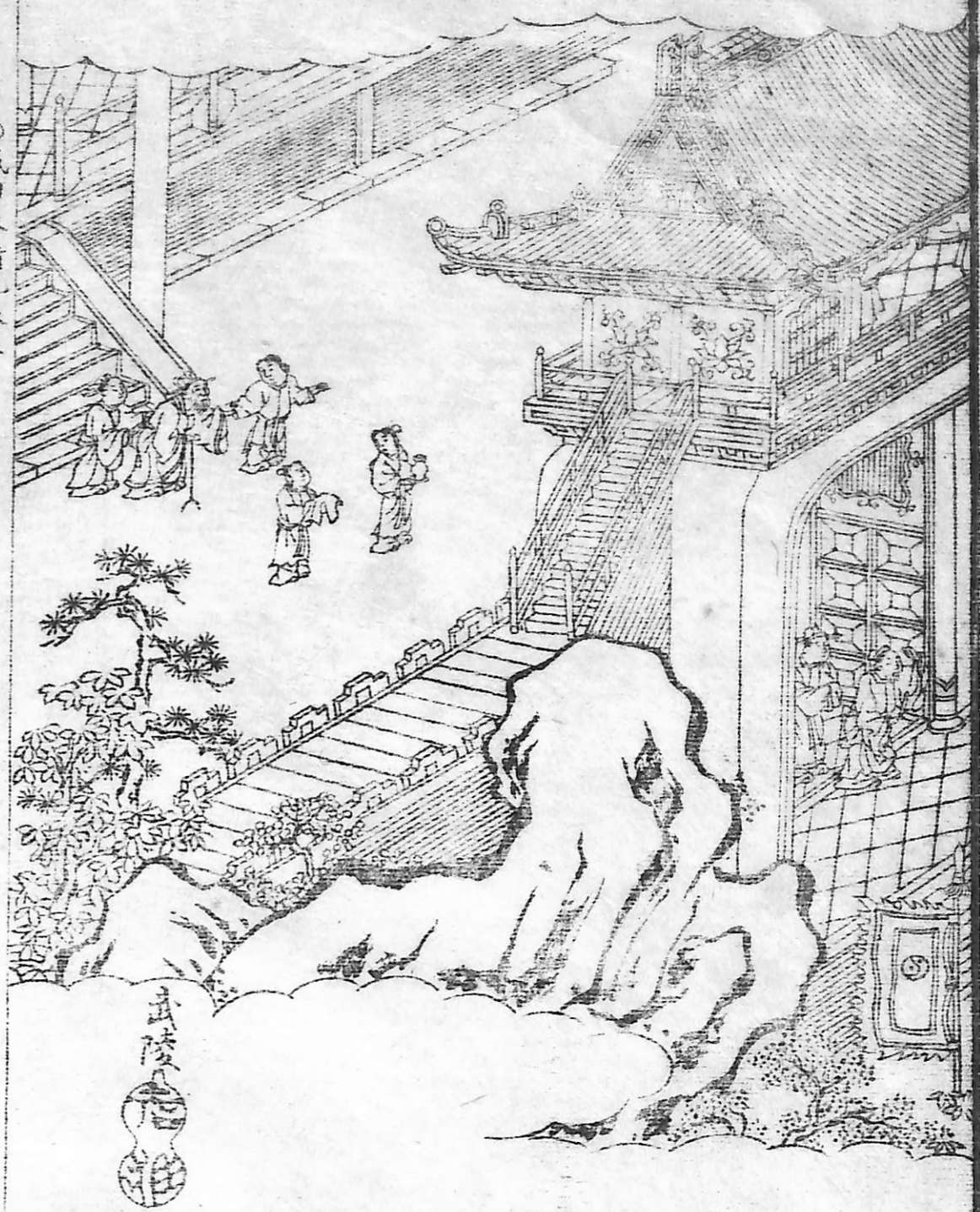


○成田参詣記卷二

〇三



御船ヲ守リ先駐シ
 海中ノ大魚浮出テ
 子ハタラサレ分チ行キ
 由史ニ見ニ當時
 皇威夷狄ニ及ヤキ
 謚シテ神功ト云モ
 ニハアルコトナリ



○成田參詣記卷二

○田

武陵
信
田

小七次或云此祠の右の方小駒止石と云あり是昔於下馬所にて今の下馬札

ハを移りし其故事ありと云藏海代記録小延享五年二月三ヶ國御免勅化并下馬札書替

六切山可致寺は御付云
長二尺中一尺五寸餘

○寛文三年法漸寺仙榮宮社再造記小蓋往古□文謂應安六年事始永

和四年營作而御遷宮有之達上聞之時管領圓城寺圖書頭源氏政時

侍所原孫三郎平貞茂同彈正左衛門尉平氏春令所當國之中六箇莊

之棟別錢為毎月無盡連々建立之畢時之入足都而一千八十餘貫文

矣云云

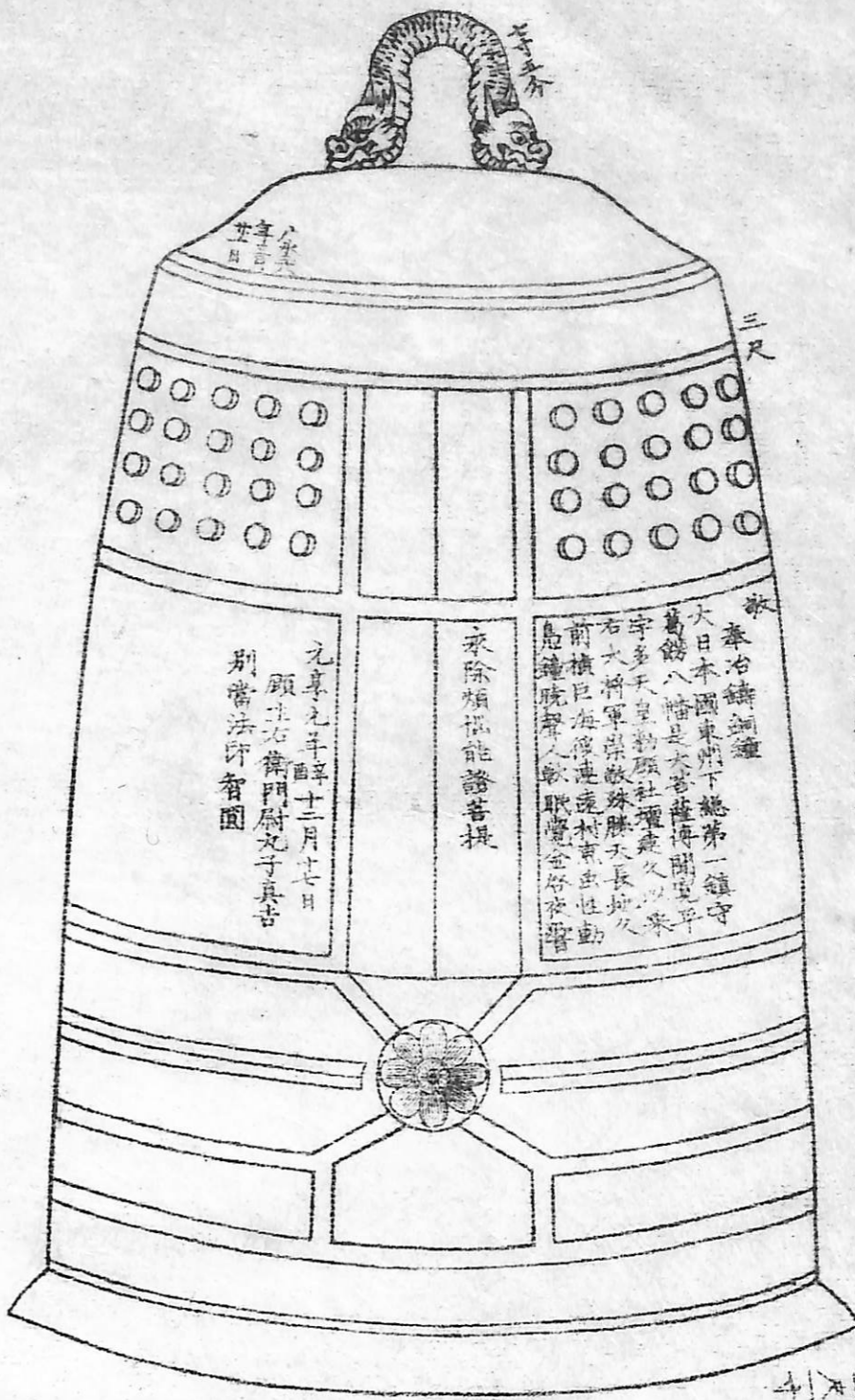
○古鐘一口寛政五年の秋楓の天木風小吹倒し枯木の根を穿ち堀出せり龍頭の側小石亦

八幡不知森同所南の方ふあり方二十歩許り往古八幡宮鎮座此地なりと云

傳今も此處森の中に小石祠あり稻荷と祭祀り里人云若一人此中ふ入時ハ

古鐘一口

東鑑治承四年十二月十日以武藏国尤子在
賜葛西三郎清重此地ノ人ニヤ



○成田參詣記卷二

○五

林割

右軍勢甲乙人等濫妨
狼藉聖令停止早着
宵控者多々急速可也
取法無本ノ系下上ノ處
最科者也仍此件

八月十日

吉田山

割札

右於寺内乱妨狼藉
横合少々僧學人令停止早
着速犯申事急々者速可也
最科者也仍此件

四月十日

山崎

別当坊

下総國葛飾八幡宮別當
 職事以大補僧正上智
 跡所被補任也者仰旨
 如此仍執在三年

正和五年閏十月

左馬掾頭 花押

武藏守 同

大補法正濟房

○成田參詣記卷二

○六

此文書或人の所藏され何方より
 寫せし由出所と記されハ不明ナリ
 且原本と寫の文字も違ひ也
 亦ハ社々河内の金剛寺文書と寫さる
 後ハ社々是も同寺に所藏也
 見人ノ云々○正和五年より元亨元年ま
 へ儀六年前の鐘銘の智圖と云儀ハ
 此上智跡ナリト上智と云智圖と
 云も因あることハ覺ゆ○左馬權頭
 高時也武藏守ハ金澤貞顯也

法漸寺所藏

心三寸九分

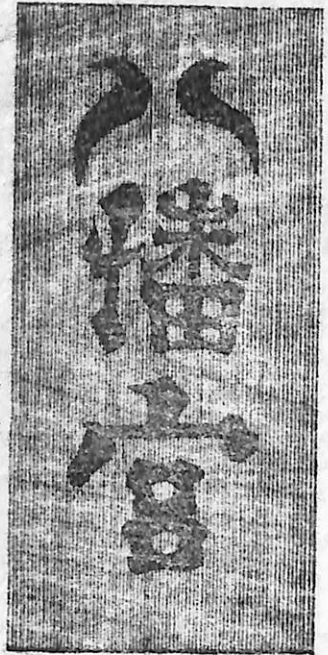
刀長尺二寸四分
 中一寸一分



光明皇后經切
 傳教大師同
 智證大師同
 弘法大師同

勅額ナリト云

一尺三寸五分



二尺九寸許

必死神の祟ありとて垣を繞りて入ることを許さば一説に此森の邊に橋の地
故に池を造らばと云ふは社より池の邊に垣を繞りて入る事やある必死社
の地なり又八國司ふしの墓城からん里説小昔平将門の餘額の靈の土偶人とあらん
りて土偶の殉葬のものなりと云ふ

八幡驛ハ房総お路頭にて千住新井宿ハ幡の三宿ハ道中奉行の支配ふ所ハ
昔え驛場よりありてあらん今の古ハ幡を昔に驛と見えハ延喜式の井上も
是地ありてハ船橋と大日と稱す大井とも大堰とも大日ハ大堰より古ハ真間
乃浦と堰て用水とせしからん此ハ井上とせ呼ぶありて
日河と大井河と云の
類枚舉小地ニハ

辛酉隨筆あるにハ田小まうり此料のなほ事云
今尾張國美濃國かよにて
水口より七村ハ村ハ村と
を沃す其村を井組といひ其事ハつぎの雜費を賄ふ米穀
井料米といふ事と石高ふりつるを井高といふ
と尾張國との間を築とめてそ山のため水兩水をとるため池とて
為葉集丸小池くわねのうりて田あり
あるても甚きまの成るる

○成田參詣記卷二

田小まうり事也新ハ池水此言と此池を池とせしハ沼とせしり若所の池沼

東國よてハ沼といふ 打ち勢ては池沼よりハそのなまきと田小沃す料の

水ハ亦ゆ急井とせ 山ろとも田ありてハ又平なる地とて

ハ大井河ふとやうハ河をせきとけけるまきとつハ川の底ハ杭をうり土石を

てせ流より水とせしハわろろ之田小 細き渠をほりてりハ流の末ハわらわ

まろろ水とせしハゆるゆるとせし 今尾張張義濃なるハ少く

ハ大井河その堰を井とせし 山城の井も

飛を井せきやうのえ教くの基井もみふ此渠と池との事なる成西三世の

先達る井を堰井戸のせしと心えたるふやはてハ尾花も亦せしこれ

田ありてハ程も寒來鳴ぬ 又伏見の田ありてハ又朝霧の

をせしハ田ありてハ

十九

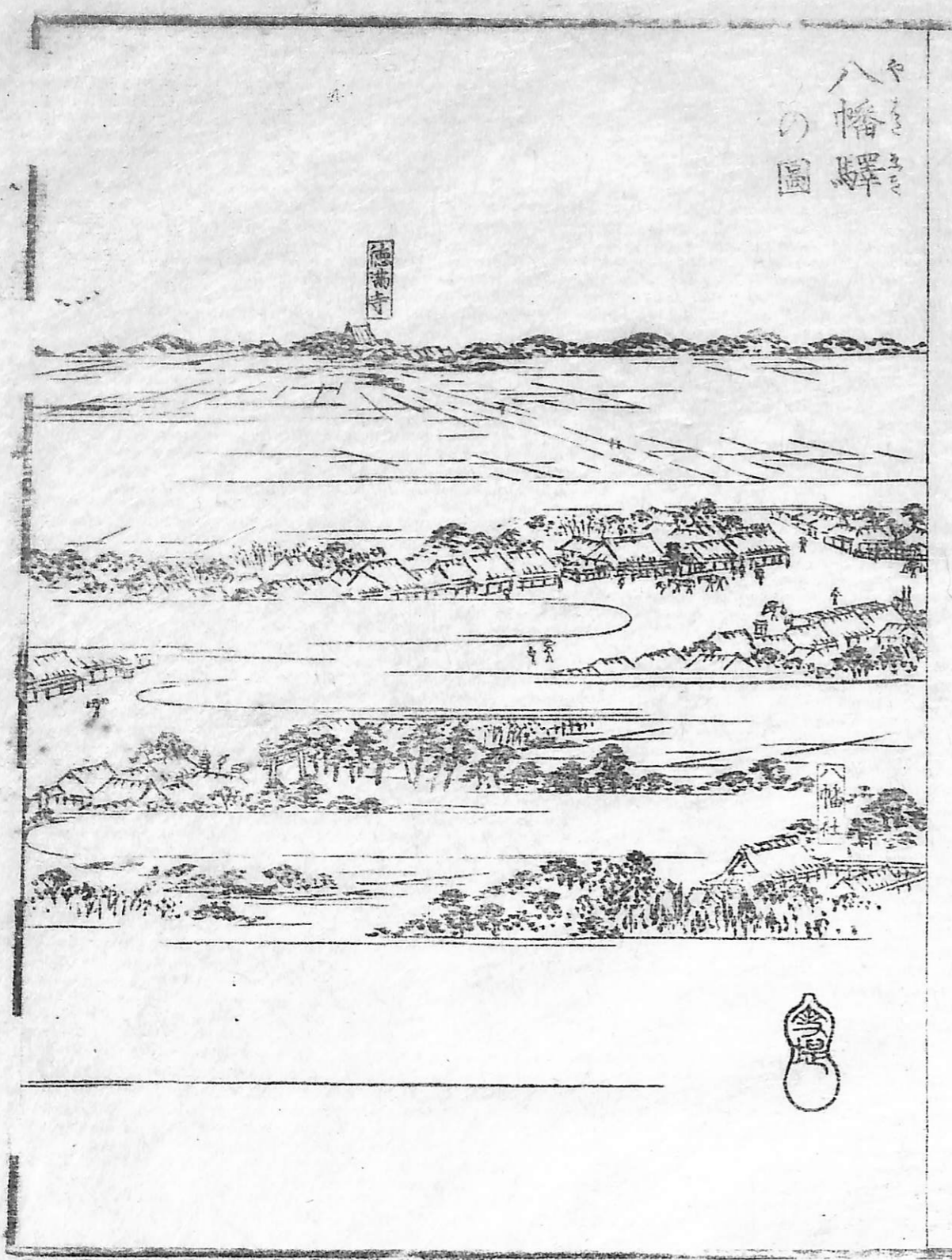
事いつとたぬいて田つらお家の事とそりふなるはら山里をさぬ
 とそ浦はとをうらんとえり之をさるたふのいもまこえさふ
 いつとて居の事をのともむハ^{文字井}起居の居なり居所の居いしある
 と讀へさ意なく

 字をくすまあるともみりまあやあしやふといは居をのれと體
 の語少くしりり
 ひつきをともあり

 むくもむいさきよりなりとどありりかあをしりてま
 たる説なりあるを堀井戸あるとてあかぬハ田るふ限りくる事
 いらんを井少やとてはすしそせある水をひさこもてま似つらハ
 しくもまこえ居結もこれ常小流る山のの農とある堀井戸の水を
 少結ふよやうまかく常に溜らむやうまなり一井あることやと常も
 堀井戸の底ふやれねんやうありりや池と渠とのるしりてそ
 一も澤所なりはて又は田なりりる洞居とてはして田の事と心も
 めらうの撰集ふもいれを續千載集にあり引の山をたぬをひきわ
 〇ハ

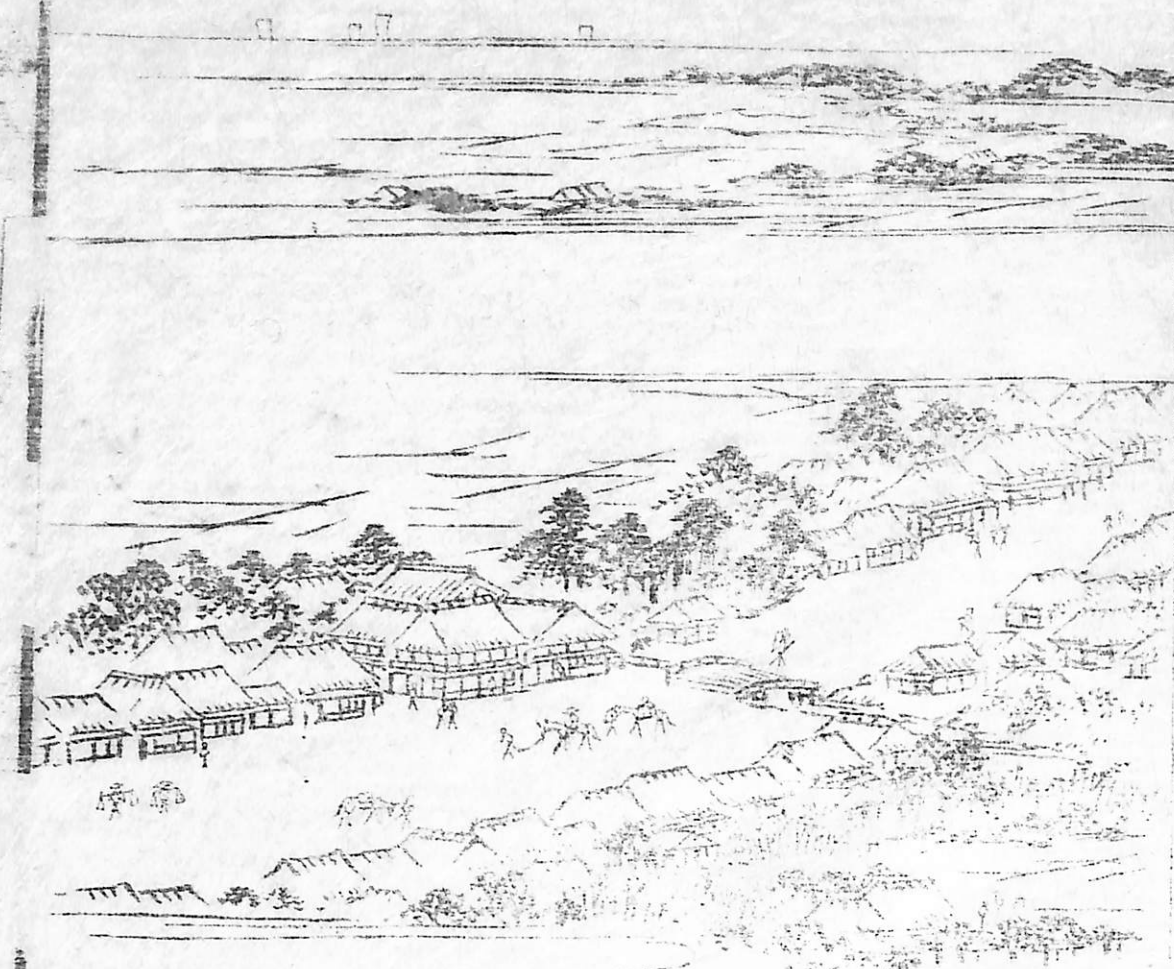
○成田参詣記卷二

八幡驛
の圖



其二

○成田参詣記卷二



成田

九



八幡不知森

さきつけりしそその田をよはふしとて新拾遺集にゆくゝるもの之所
く此田のみの株の産このもろれそに今よりまなち新千載集に終行乃
そしみのころけりちのうふもひちと終てまあつはらむたこのお
程多し
亀井といふ井戸を真間井と云説ハ
此の二則より辨をすといふ其詳をみる

○武藏國の住人小葛西三郎清重といふ人ありよりて葛飾をひかりし
武藏國の屬郡と心得たりそいひやちりたり和名鈔小も拾芥抄
にそ葛飾八下総北國小出たりそ吾妻鑑卷一小治承四年十一月十日戊
午次武藏國九子庄賜葛西三郎清重今夜御止宿彼宅と有さ終て清
重を盛來記小武藏國北住人とかけり生國八下総の西葛飾をさど
て武藏北九子の庄に居住せらるし故武藏國北住人とハいつり云
野々舎 元亨鐘藏の右衛門尉九子真吉ハ
隨筆 清重の子孫小や猶考ふし

正中山本妙法華經寺 應永二十七年千葉介兼胤文書云下總國八幡庄本妙寺法華
經寺和光寺三ヶ所寺務職云云今八兩寺の号と合せて本妙法華
○成田參詣記卷二

徑寺と 中山村あり寺領五十石一斗餘 天正十九年 日蓮上人最初轉法輪の道
場あり開基土岐播磨守ハもと因幡國富城の産なり 富城ハ因幡國巨鹿郡ハ
郷名ナリ和名額部抄云

小歸依一雜染して日常と号 正安元年巳亥三月二十日示寂 忽ち巳
年八十墓碑奥の院北地ナリ

宅の地と喜捨 或書云太田五郎左衛門兼明日常の教とけり伯耆地と轉
今の本堂の地ハ兼明日常の宅地と云々兼明日常ハ中山民部少輔兼連の子ナリ
今手形猶存富城の宅地あり今奥の院と稱せり地ハあり法華堂と修小四員堂と云
後小後七寺 法派廣宣の大道場と云 二祖法日高上人 正和三年四月二十
祖と日祐上人と云 大輪阿彌梨と稱應安七年五月十九日示寂年七十八今の本堂ナリ西
南の方二町程小祐師山と云あり其墳墓ナリ法華堂ハ二世日高上人の
碑也

○鎌倉大章紙卷下 千葉介宗胤三井寺を討死し貞胤ハ北國落ち六宮方にて新田
義貞の御供そありそ其心を以て尊氏於味方たりけりそ弟胤貞ハ宮方にて

千葉に有けりそ宗胤の子息日祐上人法華宗學匠にて下總國中山の法華經寺

の中興開山を多是なりしを亂真なり中山七堂建立あり五重の
 塔婆と建らる其後亂真上落して吉野へ参り西征將軍の宮下向の
 時御供して九州へ下り大隅守小補任し肥前の國とも知行しけり日
 祐上人を九州へ下向し肥前國松王山と建立して総州の中山を
 引て末の代まで此所と中山と両山一寺と号しと云々

支院二十四所
浄光院法宣院本行院安世院。智泉院遠壽院。玄授院久城房陽雲
 房善藏房云善房延壽房惠雲房
 房後壽房中光房正善房山本房氏本房蓮經房在妙房善心房云樹
 清水房常経房等なり

○寺社鑑云献上二束一本任職泉州堺妙國寺輪番付兼帶住
 職御禮無之年頭御禮大廣間獨禮坐一同御暇無之
京都頂妙寺
 本法寺堺妙

國寺三ヶ寺三年
 代輪番任職

所藏文書目録

天文十四年正月廿日一宗之元祖云云
 十月六日制札

○成田參詣記卷二

晴氏
 清原

二十四年六月廿三日十田北條兩庄云云

胤貞

永祿十二年二月廿三日制札
 無年号十一月廿四日當寺之事甲之墓云云

氏政
 花押

無年号五月十日禁制
 天正七年六月末寺之仕置云云

原胤榮
 花押

天正十七年二月十四日今度法華經寺就訖状云云
 十九年十一月一日日下御印

評定衆

永祿七年正月廿五日於當寺橫合非分之儀云云

氏政

無年号九月三日依遠遠云云 中山殿
 無年号十一月十六日真間本尊坐光事云云 本妙寺

平胤泰
 前筑前守胤康

無年号八月十三日肥前國小城郡云云 中山殿
 無年号三月十八日現上人逝去云云 本妙寺

花押

無年号夷則廿五日現到來云云 本妙寺
 無年号九月廿六日至于當鎌倉云云

高基

無年号正月廿七日為改年之祝儀云云
 無年号五月廿一日細切被申之條云云

義氏

無年号七月廿三日素麵一折云云
 以上二十葉

晴氏
 印大間

正和三年四月廿一日讓渡所々堂宮并田地等事

日高胤貞

四月廿一日讓渡三谷堂免壹町事

日高胤貞

永享三年十二月廿四日為後證云云
 元應二年十二月一日奉寄進十羅刹御神田壹町云云

花押
 平胤貞

嘉曆四年七月八日依有要用云云

元應二年十二月廿一日寄進妙見御神田令貳町事

嘉曆元年七月廿一日敬白立願之事

四年七月八日奉寄進下總國八幡庄云云

元德三年九月四日讓与下總國千田庄云云

三年九月四日讓与師匠大輔阿闍梨日祐云云

建武元年十二月朔日讓与所領事

二年二月六日八幡庄云云

三年四月三日寄進中山御本尊云云

無年号十一月十二日相傳仕候云云

觀應元年七月十一日奉寄進下總國千田庄云云

三年卯月廿五日奉寄進中山本妙寺云云

六月廿九日讓与所領事

無年号二月廿九日御領中棟別事云云

應安五年二月日下總國八幡庄云云

永和二年六月六日八幡庄云云

三年三月十七日中山法花堂云云

同康曆二年六月廿六日寄進本妙寺云云

同任此狀

三月四日奉寄附本妙寺下總國白井庄云云

永德二年十二月晦日中山本妙寺并法印日尊云云

○成田參詣記卷二

○十

沙弥舜惠

平胤貞

平花押

沙弥寂惠

平胤貞

平胤貞

胤胤貞

胤胤貞

胤胤貞

大隅守平胤繼

大隅守平胤繼

左衛門尉行俊

左衛門尉氏俊

兵衛尉政秀

圖書左衛門尉源胤朝

氏政

沙弥希朝

希朝

左衛門尉清貞

平胤清

平胤清

平滿胤

右衛門尉胤家

沙弥道憲

氏滿

沙弥

千田道胤

兼胤

左衛門尉定忠

修理大夫花押

原官内少輔胤義

胤胤胤

胤胤胤

右衛門尉胤敏

日蓮

日蓮

日蓮

日蓮

本法寺日蓮

日蓮

日蓮

日蓮

無年号十月廿二日 今月十四日御札云云

無年号五月廿七日大田入道殿御返事

無年号五月廿六日立正安國論云云

無年号七月二日八月八日奉米云云

無年号十月廿二日 今月十日云云
 無年号十一月廿九日 鷲目云云
 正安四年三月八日 蓮上人遺弟日高謹申
 文永六年十二月八日 去見正嘉元年云云
 文應元年立正安國論
 嘉元四年正月十三日 蓮上人云云
 元應二年卯月廿六日 故僧云云
 曆應二年十一月廿六日 奉傳授大聖人云云
 康永四年二月二日 大聖人御自筆云云
 至德元年九月日 弁法印日尊謹言上
 慶長六年正月廿日 大寶塔一幅云云
 十二月廿七日 右之入日記云云
 以上二十一葉

日蓮

□□□□
沙弥道正

日明
大法師日忍

日通
日曉

之嘉元年悦勤年

吉見正嘉元年丁巳八月廿三日戌元

○成田參詣記卷二

○十三

武冠大德家勤其後八文永元年
 庚申七月十三日付宣命後白釋院
 最明寺入正殿之後文永元年
 七月五日有是之時孫乙知時與松原
 自文應元年庚申至十文永五年
 後正日少孫了九行年自西方大
 寺之長國可祇我朝之使使狀渡之
 又日六年平餘狀渡之既勤又時令
 治之未末之可我知
 心善少者冬之在備北日之用之力

法苑珠林卷之五十二 西域記

文永六年三月廿五日

此書影寫ニテ原書ト字跡違ヒシヤ知ルヘカラス

○馭戎慨言下小 龜山天皇御世文永六年に蒙古の國に使高麗に使
と共小泰りて對馬小著て其王に書と奉るその程ハ征夷大將軍の相摸
國鎌倉小まりくて天下に大御政オホミコサマハオホミコサマ小御代オホミコサマナリト其書太宰府
に奉りて朝廷ミカドハ奉りて御答ミコタメヲらんりて
しふたにそ有アリしとも此書の詞例のるやをりて故小なきてや
同しき八年に又その國の使趙良弼といふ者泰りて筑前國今津といふ

○成田恭請記卷二

○十三

所小はきぬをむく此時より此國を以蒙古と云ふ金といふ國と云
るなりなり宋と云ふと云ふはひいその王の名ハ忽必烈
元の世祖といふ是也わらなる國をもちなうちとてていなり
くいと不い盛サカるなりなり皇國をえうりて好心有てり
度と使をば奉りて元史を考る小まづこの世祖が至元三
年といつた兵部侍郎黑的禮部侍郎殷弘といふ二人の者を使小けり
て書を奉る其書にいく大蒙古國皇帝奉書日本國王云云日本開
國以來亦時通中國至於朕躬而無一乘之使以通和好云云莫自今以
往通問結好以相親睦云云以至用兵夫孰所好王其圖之といひ高麗
國王小いひもて此使をえりて高麗國王云云のくいの
うきてみらひにりてはむりて歸りて同五年に又も
おこせりといふ御國小受入云云しりて又使をえりて

入りぬらの文永六年に参りしこの使に此ほど高麗より一度つ
 いたを奉りおきて此事をおくるといふをまじり太宰府よりおきて
 うきにこれを同一し至元七年二月小又六の趙良弼をおくると書に奉り
 その書小い云く如即發使與之偕來其或猶豫以至用兵王其審圖之
 いへり同八年九月小高麗の使此使をみち引て皇國小来りしと
 りまらひし文永八年にあたまり太宰府につく此使を免して
 蒙古國王より奉り書を見んとしといし小京に参りてついに 天皇
 小奉らんといひて出さざると蒙古の使京に入るをにあらば
 猶らにや奉れと云ひてせえたまは別小寫して出さざるを鑑
 倉小にかり鑑倉より 皇朝小奉り給ひさるを或人のをろ
 こしより御國に大將軍の書とれりといひ又此時に將軍の親
 王小参りし故小國王とせりといふひびに大將軍は行政

○成田恭諸記卷二

○十四

申さるるハ此時の國といはまたえらぬほど終つて御國の
 君といふも終つては此蒙古の書おたもむきといふくもあ
 といふ御國といふも参らん小をいふ命い
 けり之に下此より一た汝が王小これといひておひ之をれさ
 くてさるる之りてくむれさるかたをけれ其王いさ怒り軍
 おこし御國をより一奉えんと思ひさるるその趙良弼
 が参りし文永八年の十月ふてよりやうして同九年は冬より十
 年の春までお聞あふし元史の此良弼が傳小居日本歲餘といふを
 之よりすれ文永十年ハ蒙古は至元十年よりその五月ふりの國小
 之りつてし同傳小元又世祖が本紀より十年六月小之り
 復使日本と二度来りしとくともさるる歸さるるの代無りて又

後ういふにありしにありしと云ふその上は詞を考ふるにことめ来りてよりこ
まきりて之をまりと云ふんを其間ハ御國ふと云ふはア一と云ふに聞ゆ
れハ此日本傳ハひびくこと又皇國は近き代の書ともにも文永八年と
十年と二たび来つるより一と云ふは日本傳よりありて誤りとの
又八年と云えて久しく筑紫ふとめられりたりと云ふ二度来つる
がど廿ふハ聞えりふま有べしとて同しと云ふ十一年十月五日ハ蒙古
の船ねなくむらがり來て對馬の淺茅浦しつきてつたふ其
嶋のそののふちふを戦ひし力及びてつたさうたきぬ同十
三日あど其壹岐島まで入たらけをその島までもふせさうねて
同十九日の夜筑前國までせえ來つるを廿日ハ日筑紫の
ものふとそねなく出て戦ひしふぞあとの軍とたきて退き
ぬるをりしも霜月廿一日の夜雨風いみしくたらりて其船と

○成田泰請記卷三

○十五

もあまもやみれぬるいえはら皇神^{スミカミ}あらの御守り之を云ふ一代要記ふハ
同廿日始合戦^{カウ}宰府軍等敗北了爰同日亥刻許兵船二艘出來晴天
合戦非凡慮之所及側知^{ユル}是神明之化儀也即異國軍兵退散と云
せり元史ふ至元十一年三月忻都洪茶立といふそのらを將軍と
して大小九百艘ハ船ふ一万五千のつともものをのせて日本をせえ
しむ冬十月其國ふ入云といつるはくくしてあつるは
後宇多天皇ハ御世建治元年其冬蒙古の國より杜世忠といふ者
と使として書と奉りける此度ハ御ことなうく使とも京ハ入ま
るはまきこの年ハ正月ハ鎌倉ハ免るそのこと人どもなむふれ
太宰府ふとめてはつひさ子四人と道のねどもたくとら人のと
くしてきひしくちりつゝみてゆきて九月六日ハ鎌倉ハ龍の口
といふ所まで殺して由井ハ濱といふ首をの巻らまき元史ふ至

元十二年二月杜世忠何文著撒都魯丁を遣はし又書をいしと又去
たへり同十七年二月日本殺國使杜世忠等といふ是より其國の
至元十二年即建治元年ふあられりて杜世忠を殺されしはそ
のまゝ此年をも同十七年といふは其國より此事を久しく志
らざるより始りて聞へたり時也然るを皇國の近き代の書共
小建治二年九月小蒙古使を殺すと云ふ又弘安三年二月
杜世忠を殺せり云々其年其事と思ひ誤れり物よりして弘安四年六
月蒙古使賊のともたひてくたしを來つ皇國より年々その
の心せらるゝてふやまにせまうけたごそふてはくし御軍所はし
て防さ戦ひも社ばあたれいふはつりといひどそ筑紫の國內ふ
入ことあるは其國七月朔日 天皇神祇官に行幸ましく中御門大

○成田泰諸記卷二

○十六

納言経任卿を勅使として登遣せらるは此事を大神宮小祈り
給ひ又國に社ふし御いのり有けるふそのまゝの御さし
其たふりあり中にも伊勢に風を神を御さしなむいふ
うらまゝふそれらその閏七月朔日の日に午に時むらあそ
ま風たこりてあたの船三子五百艘もららに浪ふたごふ
うちやぶられてたぼま死に殘れりあそと鷹嶋とり嶋ふ有
て船をつらひえらんとせしを又御軍かきとせりふのく
うらたひらげてけり元史ふ至元十八年正月命日本行省右丞相阿剌
罕右丞范文虎及忻都洪茶丘等率十萬人征日本云云六月阿剌罕
以病不能行命阿塔海代總軍事八月諸將未見敵喪全師以還乃
言至日本欲攻太宰府暴風破舟云云未幾敗率于閩脱歸言官軍
六月入海七月至平壺島移五龍山八月一日風破舟五日文虎等

諸將各自擇堅好船乘之棄士卒十餘萬于山下云々七日日本人
 未戰盡死餘二三萬為其虜云々久之莫青与吳萬五者亦逃還十
 萬之衆得還者三人耳云々此時のる平壺島と平戸嶋と云
 五龍山と云々の鷹嶋をりふふ云々鷹嶋いまま玄海と云々也
 閏七月朔日風と八月一日といへるハ皇國と閏月の多る故之然
 るを皇國の書どもふもねなく八月と云々せるハ元史云々ありて誤
 れる物を以てかく俄小玉げと云風おれたりてたやをくつて軍
 のろろびうせぬるハ世ふも語り傳るとくまふと云皇神と云の御力
 こりて此度おあやまらふ深くこりて後ハたさくから國より
 といへる云々云々云々云々云々神は神國の御力をいひよか
 一と云々云々と云い一を以て之然るをも云々云々一人ハ神の
 道云々一ひふることわりをいふ云々云々後世まで此やがれと只
 ○成田泰詒記卷二
 ○十七

あしき風の吹べざるをりをもうらひざり一故と思ひあふ蒙古陸
 の戦ひの得た是を船いふさ山つたまより故といひあふ神國の國
 形は海をくぐりてたより一と云々云々をのと思ひをさるハいと云
 おろろなりを云々云々私安四年十月廿二日蓮富城入道ハ返書云々後七月廿
 歳七月置閏月と蓋證云々使者四人
 と云々の撤都魯丁と二人と渡連云々云々

議

下総國千田系系阿弥徳堂藏田徳徳徳在家云々
 日社中村三三三堂藏田徳徳徳在家云々
 辻堂藏田徳徳徳在家云々
 日社金屋内徳徳徳在家云々
 日國阿井徳徳徳在家

五郎 名津院在家寺 寺内真本郷村神田五郎在家
 寺宇同平寺村地五郎在家寺宇同古年長打寺
 神田同八幡庄藤谷秋心村内地寺何在家卷寺
 若田藏部夫勝寺藏同妙見寺藏同大倉寺
 寺妙寺藏部 寺妙寺藏部
 右 田島寺 藏部 相傳私規之法被不堂藏部
 堂名師近大備何周架日被永代奉讓藏部之天長地久
 御祈禱能工私御法代之理 藏部後生是持部
 坊寺之若寺 強中後遠礼競中 返禮法長位信遠育
 中 寺若 寺若 仁藏部 德寺 寺若 寺若 知行 仍 仍 後 禮 狀 被

元徳三年九月廿

平瀬貞成

○成田参詣記卷二

○十八

千田の庄ハ香取郡小千田村あり其近カ八十四ヶ村を千田の庄といふ原の郷匝
 嗟郡小原方村あり中村ハ郷香取郡中村之金原の郷同郡小全原村あり曰
 井の庄印幡郡小印井村あり其近カ二十ヶ村を印井の庄といふ島田村真本野村平
 戸村小室村千葉郡ありハ幡の庄葛飾郡小幡駅あり其近カ〇〇〇村をハ幡
 の庄といふ曾谷村秋山村同郡あり光勝寺ハ松尾山と号し日祐開小之事前引
 ところ大草紙ハ糸小詳なり本妙寺きこ前見ハ流真ハ宗胤の子千田といふと
 程ハ大隅守となり元弘元年千葉介貞胤小窪ハ肥州小進護して軍功あり
 建武三年尊氏小窪ハ関東以下向す途中病あり奉州小平を年四十九は号後徳
 院日敷と云三谷堂ハ香取郡は輪寺のことなり飯高村ハ根小屋谷中堂谷社和回
 谷と三小なる所謂三谷なり

讓与願事

可令大補僧都日被願知徳國八幡庄
 各中師事

右尚師内於中山堂敷地并筑田畠未若已又流負
 就猶子與物讓与平仍被成公方之安堵上君
 不及子細其外不殘園但真間堂寄進八幡社家知行分降之大輔傳舒
 日祐 永代則讓与曾也見是則具為訪代之菩提
 殊者為源從親弟二世不願成就也持者子孫亦
 中李背此劫致遠亂競墮輩者求為不孝之仁不
 可知行源從跡仍為後日讓狀如件

觀應三年壬辰六月廿九日

大隅守平胤繼

在判

真間堂弘法寺より八幡社家知行分とあり古ハ祠宮あり一寺とらる今ハ
 法漸寺と云寺にて別當職をつとむ社人あり近來法漸寺に立るところ之亂繼
 流負の子也

○大僧正行基を菩薩といふはたより可く勅許小あらは續紀聖

武卷天平勝寶元年二月小豐櫻彦天皇甚敬重為詔授大僧正之位并施

四百人出家和尙靈異神驗觸類而多時又号曰行基菩薩云々此社

ごそ法徳あり衆人并と稱よむハ勅許よりそ猶たふと一教書小

賜号菩薩とありハ非なり野舎此ハ國分寺の下小入と云々

中山本妙寺并法智日寺申

下徳國八幡社並法智日寺
 石室及堂并敷地並奉財法末寺

右日滿有代之先師墨文引分
 心後向省師道之系希代不切是
 正隆但玄永極二年十二月晦日
 空寂去之身可河内村西持也
 右寺本妙寺之狀如件

平滿元年六月廿九日

平滿源

○成田參詣記卷二

○三

日尊八中山四世應永六年九月七日示寂年七十七日滿弘法寺四世明德四年正月十日
 示寂年□□平滿胤八氏胤の子千葉介と稱し應永三十三年六月八日卒年六十四法名
 道山徳阿弥陀佛常安寺と号す

中山本妙寺別當治部卿法原日蓮雜掌中
 下総國八幡庄法花寺弘法寺三下寺務職
 同寺願谷中郷并小方村内田富在家同庄内富谷
 郷田富在家同秋山村内田富在家同庄内富谷
 小室村同伊毛篠嶋四半戸真木野木村内富谷在家
 千田庄原内富谷同庄内富谷在家同庄内富谷
 同三谷村内田富坊田富谷同庄内富谷在家同庄内富谷

堂主不肖愚劣御厨修繕御内田田在事不幸元德
 三年辭職去應安永濟明德證文以事
 玄永承四年三月廿一日御判未酌領事
 可有相違伏如件

應永七年十月廿一日
 為潔白

當寺別當法房

日蓮中山五世應永九年六月七日示寂年七十四谷中村北方村葛飾郡小あり神保村千葉
 郡小あり伊毛窪同郡神窪々々三谷村小香取郡飯高村々々千葉庄小千葉郡堀籠村小
 匝漕郡庄米村々々一葛西篠崎小武藏國葛飾郡小あり御厨の事神原抄東鑑等二箇分
 餘ハ説前小出たり無流ハ滿流の子千葉介又修理大夫と稱去承享二年七月十七日鎌倉

小承年三十九法名喜山眼阿弥陀佛

日常所持鞍鎧太刀 日常日祐等法衣 古笙五管
一ハ加州候より一陸州候より寄りと所と三六古東所候

祐師山日高上人碑

祐師山日高上人碑ハ右の方小あり文字剥落して後難
 一辨小もと全文を具録しぬ
 祐師の碑ハ正面小あり新碑をり古碑ハわづかたしや
 〇祐師ハ鬼越村常楽寺にて示寂火化して此地小葬すと云

大持国天宮 大廣目天宮

南無无邊行菩薩 南無上行菩薩 南無寶寶菩薩
 南無妙法蓮華經
 南無妙法蓮華經
 南無妙法蓮華經

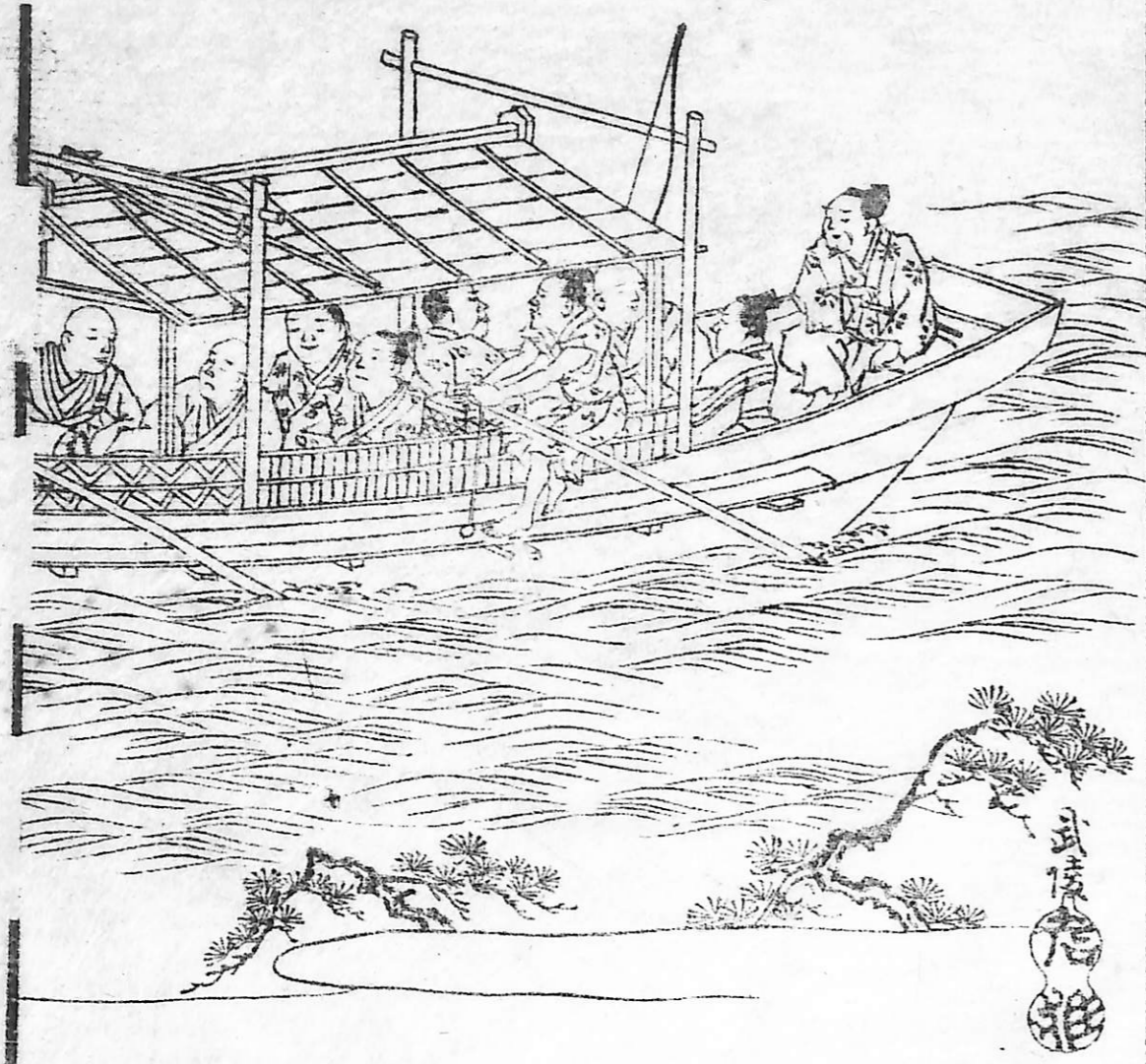
外小應永廿四壬月八日延文六年辛丑三月三日正和三年十月日古碑あり四貫堂の後の方小建り

御傳記一卷 第廿四下總北國富木常忍初て聖人の且那と成事付常忍
 堂と作聖人と置奉る事并一尊四井の事此條に下總北國中山の住人
 富城能常忍ハ本ハ因幡乃ら富城能人なり一々後小中山能富木
 殿とて申々もさう小常忍鎌倉一奉勤時来りそに船小乗合や
 漕出ぬらんごたれ小所小聖人そりもくらん渡りよふに常忍船小かむ
 小いなる小便船とせ仰け下部の侍安うら思ひ一々此富木殿
 申入々往て出家のあも苦しうまうとてゆり一々船乃よりふのせ
 奉るもゆより法花弘通の聖人舟小すはる龍神も加護有け
 小や遂風忽順小變し船いぶどなく鎌倉に着一々皆舟より上
 りけり聖人そはくいと上らまひ此所の御いそり一々もあ
 侍りし所にそをひ引けくろひそりれく小成をさふそり常忍ハ
 かまもくらすをつら免ら進御いと下り給一々本國中山小が帰らる
 〇成田泰諸記巻二
 〇三十二

日蓮上人土岐常忍
 船へ便船と乞ひて
 鎌倉より中山小到り
 給ふ畠

註画讚

たち
 身のうらさ
 せぬ下
 せぬのはの
 のみせ
 日蓮

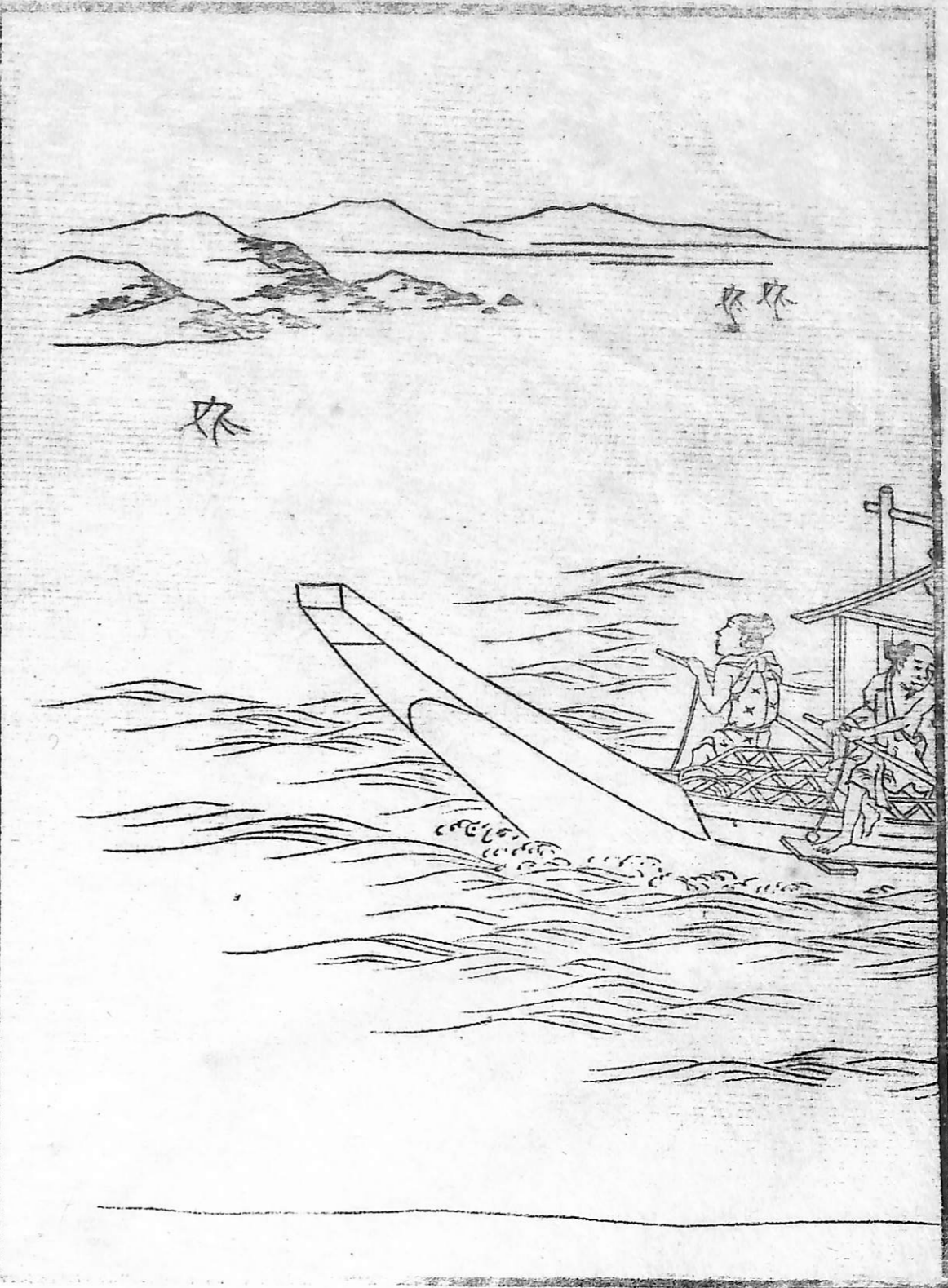


武後天



○成田参詣記卷三

〇二十三



日蓮上人法華堂
うて法談の圖



○成田參詣記卷二

兼て用意乃船方をば下ぐ小とも綱をとり出しをるに聖人以前の舟
 とそと後一たび時ありてを向ひ便舟と仰有布まは常忍これ
 を見参せあきて舟にいれそや舟よりをり家僧也はふふの常忍
 らぬえに一一して又た舟一舟小のせ参らせ席らりく招奉り折ふふ
 きたる海士舟をのこ友あはりて浮世を渡り釣の系淡りしを
 打物語で常忍また聖人舟とい参らせ事あり御僧此比うらうらに
 渡らせきふふとや三ふらは日蓮と云法師出くもたら諸宗をいれくふ
 いひらら一法華經と説事ころりけんは何れも其趣を悟
 らせきふふ我はあつ一一いふもかきとくと事をもたらぬで付ると有
 きまは聖人聞一え一まは聞覚え一物語申入下と仰らせ居け
 たら小座を組むい諸經小法華經のまをたれたること十衆皆成佛のま
 經と引論を引まてふふふのるんせつともつてあふやう小此趣也

と申のふをききしに常忍はくぐと御物候を関りておねをねくともせうな
るとして其日蓮のまもり人よてはまははじ先ハ御僧もくく聞たはく
らま一物のれと云くかんたのりたもは社々ん其日蓮のいふをう人
にたのひいふ正しく御僧こそ日蓮聖人こそ御座有ら免此世のたのえ
くちぞハ我もまた彼岸一御渡りを負いとふく御尊と結びそめ毎
りやあがまらう社よりも聖人といふたをひ奉り中山山より置参らせいで
社んごう不仕けり其後聖人ハきりつて市常忍が宅よりを給へ有
ぐじと随喜し常忍屋形のうらふ小坊の里百間と有り堤を築其中に
まこしきく土をまねををまらひ聖人の法もうけふを立らま
るる其時聖人こつらう一尊四菩薩を御座せえふされ此所ハ安置
法華堂と名付百日御法は候ふ社一なるをまらうに常忍ハ聖人ハ
滅後出家し中山に開山富木日常と申すなり

○成田泰諸記卷二

○高祖年譜小蓮師姓ハ貫名氏安房國長狭郡小湊人なり父ハ次郎重忠
母ハ清原氏貞應元年二月十六日小生る名ハ善日唐年十二より郡の清
澄寺に入り道善を師とし學ぶ名を藥王唐と更む年十六羅染受戒す
名ハ蓮長字を是生と号し後日蓮小改む真言義と學尚諸宗の學と究
んと歎年十七鎌倉小遊年廿一渡房州小歸る再鎌倉小如き尊後小隨
て叡山小登り東塔に圓頓房に住し留學十二年此間を以京師泉涌寺三
井寺南都諸大刹紀州高野山攝州天王寺科長聖徳太子堂男山ハ幡祠等
小遊ひ各所此所學を伺ひ頗る其要領を得たり時或儒家に就講説を
聽き又藤原為家小福して和歌と受叡山小歸る年三十一其業既成將小
房州小歸んとす伊勢を過天照大神祠を拜して清澄寺に歸る時年三十三
是歲四月廿八日初て法華題目と唱且四言此規と建て云念佛無間禪天
魔真言亡國律國賊邑主平景信道善と謀り六社を逐淨顯義淨竊小青

蓮房小寓せしむ三月鍾倉小入十一月台家小僧成辨投化を日昭と号
以年三十三日朗弟子と云ふ年三十七父を喪年三十九鍾倉松葉谷小在り
立正安國論と著は是歲八月二十七日之夜宗化と憎は徒僧格致し人師
此丈室と襲ひこむと焚く師傍の窟小匿して免る德州小遊び富城氏に
寓そ一尊四井と鬼子女神とと手刻を年四十武州息田小如く吉田大祝
兼益小就て神道の秘奥と問ふ遂小鍾倉小還る是歲五月十二日平長時師
の異教と唱とる豆州伊東に竄る移て和田小居る年四十二年時頼師
改教して鍾倉小入り又松葉谷小居る年四十三宗教一策と著し
法華真言と優後八月房州小帰り母と者そ華房蓮華寺小寓を十月
師小松原よりあり信浄土と信一黨と率て師と圍ひ弟子鏡忍と社小死
以師亦傷く天津城主工藤氏来り救て關死に師因て免ると得たり年
四十四總州小如く常州筑波と過り野州那須に温泉に浴し宇都宮小

○成田泰時傳卷二

二十六

たる再び德州小遊ぶ年四十六母清原氏没を富木氏の子祝髪弟子と云ふ
是と日頂とて年四十七蒙古の書信ありと聞て書と鍾倉の士宿屋免則小
托して外寇ありとを論ぞ又執權時宗に上書して諸宗の僧侶と法問
此是非没官廳と論ぜん事代請ふ年四十八甲州小如く相州小帰る年五十
極末寺良觀等と許あつて師を官小召驗問とそ其事と佛法小能く
國家と乱と以て斬ふ者は是歲九月十三日時宗家臣頼綱小命して師と
捕へ街段小徇へ又朗公等六人と囚へ即夜師と龍口小斬らしむ既小一
赦して佐渡小謫以年五十一佐州大野小在り四月移て石田郷一谷小居
る年五十三是歲二月罪ゆつたれて二十六日鍾倉小帰る遂小甲州身延山に退
隠し法華取要と著は四方小僧俗欽慕来り帰る者益多く教化日々に
盛なり年五十六弟子日興小命し駿州小行教化せしむ宗と改る者衆し
實相寺嚴譽等妙念して官に徳を官吏其徒二十四人と捕へ鍾倉小送り

地牢に下は師書を贈りて之を諭は是歳弟子日法師の像を刻して後世
 小貽さん事と清く像成る師自ら點眼を年六十身延山に新小一堂を構へ
 身延山久遠寺と号し年六十一四月手くく寶塔會と圖以師素より書画
 と善も尤書に工なりと云此秋風を患ふ九月諸徒小告て曰吾忍ふ所あ
 りて武州池上小往んと即延山を費し十八日池上小宗仲小のたふ二十
 五日安國論と存し畢て衆に告て曰三七日中吾化せん十月八日上
 足六人胎前與白持と定て衆小遺命して享と見ると吾々如くせしむ
 十三日衆と俱に芳徳を誦し入佛知見道故の白に至て遂に示寂し壽六
 十一法臘四十六奉儼礼小邊山山中小閣維を十六日遺骨と收て遺命と
 て延山小送る其明年正月別小一堂と構し遺骨と安を後七十年曆中
 詔ありて大菩薩と号と賜ふ以上要

高石明神社 高石村にあり神功皇后と祀り神跡石なりと云九月九日と祭
 成田奈苗記卷二 二十七

聖天寺本横反寺云

高石神村小泰福
 寺と云り家の寺あり

北寺小日鏡神
 塚中朝以谷武の石

南無多寶如來 南無法王聖人
 為光師日釋
 聖嚴等覺

南無妙法蓮華經

南無釋迦牟尼佛

元弘二年七月八日

目と大別者泰福寺なり

阿須波神社

万葉集 卷二十

上總國防人歌小爾波奈加能阿須波乃可美

爾古志汝佐之阿須波伊波波牟加倍理久麻但尔 古事記小大年神の子

に庭津日神次阿須波神云と云りて竈神之祈年祭祝詞小座摩乃御巫乃

称辞 竟奉 皇神等 前 白 生井榮井津長井河須波波比支 登 御名者白

氏云と見ゆ是は庭中にも柴もて神籬と云り初小造るなりと云り

をこしむはと云りあはれはと云り吾者之但元曆本に泥小作迄右一首

帳丁若麻部諸人 帳丁ハ主帳丁之按此哥防人ダ父母之妻のよりなる

歌とも諸人於下宮於脱^{アスハ}てしと以上畧辭此説なり按此武神名帳此越

前國是羽郡是羽神社なり古事記傳不阿須波神名義未考得ははれど嘗

不強て云ハ是場の意りや是を阿須と云ハ左不引地名の是羽なると是なり

凡て何処より人此是端立を地を是端と云今世の言不毛是端は好悪き

ふよ云此なり侍て凡て場と云ハ庭の畧にて大庭を意富婆と云類多し

又場字をも不波と訓こともあり何ふま終事を為は地を某場と云さて

某場と云ときハ音便して濁社どももと不波の畧なり波と清言なり故

此不神名於波ハ清言不唱なりなりさて此神ハ人の物牙行とて不為の事

業をかすとして不是端立を地を守坐神なり故不家毎小祭し不や神中

抄小上徳國不阿須波と申神たれと云るハ非なり又不波奈加と彼國の

地名と云る説もよろし此哥に庭中之と云るを以て當首民家の庭不

成田泰諸記卷二 二十八

竈神なり共此阿須波神をも祭りしこと知へしと云るさて右此哥ハ

宗二句と味ろくに彼阿須波神ハ己ガ家ハ非で行前の宿く此家に登社

多を伊波比考り行ひしりなるを終り何國ふくも家々に祭す事なり色

より 或云庭中之麻と云あれ文字ありしり 祝詞にて庭中に祭れふ

てハふろく一 是羽ハ是早の義ハ浪速と云ふもと云とお好し此紫ハ東

とつふえしふり終り一首此意足早くゆきて福りこころと云えかろく

と云へりさて以上此祝あてハ禁中に祭りし神と越前ふも祭りたる國々

小も祭れふらん上總と云も防人の歌ふよりしとく凡由歌林良材に

下總とももも上を下や誤れはふり終りさるへし上總下總の錯誤ハ

往くあふんをるり 江都名所圖會に海神村は龍王に云くは阿とら

ぬしひとたるを

阿須波は公津村麻賀を神社の志社なり

此外しれりて織者の考りなり

勝間田池 萬葉集 卷拾六 獻新田部親王歌一首 勝間田之池者我知

蓮無然言君之賢無知之 左註小右或有久聞之曰新田部親王出遊于法
 裡御見勝間田之池感結御心之中還自彼池不忍憐愛於時語婦人曰今日
 遊行見勝間田池水影濤々蓮花灼々可憐斷腸不可得言爾乃婦作此歌
 歌專輒吟詠也と云後も非なり勝地吐懷編小勝地吐懷編標注云繼契沖說全結中
の意を略し中舉しけりなり美作下
彼抄よりあり今日遊行見勝間田池と云又出遊于堵裡御見勝間田
 之池と有り按小美作國勝間田郡の字數所小あり皆都の字に通鈴屋云都
の音通美作たり
小注あり古事記小復命を服命と書く然復命を服命と書く色ハ堵裏と云るハ都裏小て奈良道
 之所なり今行と云る餘國小出ぬと知るさあり真儀抄歌
 枕名寄等此書美作國ありとする和名類聚抄に美作國勝間田郡勝
 間田郷つらふとありうん同書に加都多と訓と三代實錄貞觀二年八
 月此條小美作國勝間田郡とあり又遠江國藤原郡勝間田郷つらふ此段小
 ハ和名抄小も加都多と訓と勝間田と云て加都万田と訓と事とみゆ
成田泰詔記卷二

○成田泰詔記卷二

二十九

勝間田と勝田との諸國郡郷の名二字小限る割免出しをり
 書を後此事を美作國勝間田郡上代類聚名寄和歌集等
 書小下徳國美作國印播郡小勝間田村上下ありこれ小此説を
らん齊藤氏の説美作國勝間田郡の溜池こゝハ又の率勝間田と云地小此を歌とみ出ん
る右外小も其名あり地あらんう事ありたあらねと美葉集のハ
う大和の國なり
 勝間田池を千載集にの池もり堤つ終て水もなりじ勝
 間田小も居さんと云歌小りあり池と云美葉集此左
 注る水影濤と元り水を池ハあらぬなり伊能
 類則云勝間田ハ籠田ト云義なり今云る田こつと親く通一
 其田り地名なり其地小あり池をつらた池と云なり
 新拾遺集以下の集も多く水を池となりなり

一と云へり

○盃の井 藻塩草小東路よまきてこんとも思ひおもと盃井小影こかげをう
しとみゆ此歌秋の寐覺あせ 表之 小下総と千土人の傳小酒々井村の榮福
寺の寺内ふある井是をなると云 今埋む 或三千葉郡小坂月村の此村
少頃堰正と云ふ一と云共小顯證あきをなけし何れと定められた
一東路といふひろきとて必下総と来たもと終結しゅうけつを疑うたがとらに
一うさ終と姑く秋の寐覺ふり考ふ小坂月村方なる一酒々井の志ゆ
をいし文字音ふよひいけりとい言いひもと主水しゅすいと云人ふと居りし
地をりし故ならんうね思ふに懐中抄小水々ささるるもとせとをなう秋
ぬいふこまき川といふなる一と云歌あり是も寐覺小下総と一
或人の支間川せまがわのいふて 即小貝川あり その文字音と訓ふよみふと云
なる一と云 招戸を更級日記にあらはせし一印播治と田國雜記に
いふにのうこととさるるはあまきとてししたるなる くれれふて酒々

成田泰詰記卷二

三

井と酒次井ともいふことをはつとと訓しんにせしとゆ猶考ふて

盃の井の一條ハ酒々井驛の下に

出づる二叙不れいふにゆふ

○總社明神社 栗原本郷村小あり社の傳詳ふるを別當と神司院萬善寺と
云新儀眞信まこと小作 九月十五日しんじゆの神事あり社の東の方に稲荷の祠あり此祠
乃傍小葛の井と云あり 秘文後小 何の謂いなるを詳あ小せり

○或云惣社昔一國守の其國の官社と府中を造り一合祭と秋祭詣の使つかよ
せられしものなり武蔵常陸上總等皆府中の邊小惣社あり其外國あまのくに

も同一と云ふと云

○古本今昔物語集 卷十九 廿二段 今昔陸奥守トシテ平維叙ト云者有ケリ貞盛朝臣ノ

子也任國ニ始テ下テ神拜ト云事ストテ國ノ内ノ所々ノ社ニ参リ行キケ

ルニ□□ノ郡ニ道邊ニ木三四本有ル所ニ小サキ仁祠有リ云々是ヲ見テ共ニ

有ル國ノ人々ニ此ニハ神ノ御スルカト問ケルニ國ノ人ノ中ニ年老テ舊キ

事ナド思ユラムカシト見ニル廳官ノ云ク此ニハ止事无キ神ノ御マシケルラ昔レ田村ノ將軍ノ此ノ國守ニテ在マシケル時ニ社ノ称宣祝ノ申ヨリ思ヒ不懸メ事出来テ大ニ罷成テ公ケニ被奏ナドシテ神拜モウカレ朝幣ナドモ被止テ後社モ倒レ失テ人參ル事モ絶テ久ク罷成ニタル也ト祖父ニ侍シ者ノ八十許ニテ侍シカ然ナム聞レト申侍シ也云ク守此ヲ聞テ極テ不便ナリケル事カナ神ノ御錯ニハ非ジ物ヲ此ノ神本ノ如ク崇メ奉ラント云テ云ク其郡ニ仰テ忽ニ社ヲ大ニ造ラセテ朝幣ニ奉リ神名帳ニ又奉リナトシケリ云ク神拜のし猶も袋草子更級日記其外の書も多く載るれ例の煩いこと感ひて此の云とある

○東鑑卷六文治二年五月廿九日條神社佛寺興行事二品日來思食立由且野被申京都也且於東海道者仰守護人等被注其國總社并國分寺破壊及尼寺顛倒事等是重被經奏問隨事體為被加修造也云ク

同書卷六貞應三年二月廿二日條云一昨日廿日丑刻當國總社并富士

○成田奈詣記卷一

○三一

新宮等焼失神火云ク 同書卷十 建久三年八月九日條總社柳田

○河内志志紀郡條小總社在國府村古昔國府必建社有事于國內官社則國司率僚屬先修典禮於此其儀猶京師神祇官然總社傳考證所引

○總社傳記考證小國府社總社ハ朝廷社神祇官小擬一た一國の神祇官と云ふハ四時祭式上卷二月祈年祭社條小祈年祭神三十一百三十二座大四百九十二座三百四座素上官幣一 小二千六百四十座四百世二幣二千二百七 座國司所祭 小見え神名帳小入たる神社ハ祈年祭小預リ給ハナリト云ク

高三尺八寸

中九寸

右 文化九年壬申春三月建

葛羅之井

左 下總葛鹿郷謙栗原神社瓊杵地出醴泉豐姫所鑑神龍之淵大旱不涸湛手維田名曰葛羅不飽綿々 太田章撰

山州名跡志葛野郡葛羅井ハ三任アリ明星ヲ祭今云イロナシハクニ共ニ經名ト同アルハ思ハル

○名所今歌集上三十 葛飾野

野あそび いさげふふをともたにききうらうらうし時之に若葉はまらや 古道

秋のじりね 小春のころわは田あちりてほのふ秋の初風そふく 春知

原 秋風小満山ふもて山をふれりあをせをかろそ鳴る 枝直

冬 冬のはらけはて ちくたつあまらもつく鳥あつらうり野道に冬心はなり 茂子

○香取神宮ハ香取郡小行り。寒川神社ハ千葉郡三山村小行り。説本編不

詳なり。蘇我叱咤神社ハ同郡蘇我野村あり。阿多重地十石祠官中村民

今家絶り別當春光院。老尾神社匝理郡生尾村小行り。祠官香取氏別當

神宮寺今絶り西指寺よてつとむ。麻賀多神社印幡郡公津臺方村

あり。祠官太田氏別當船方村薬師寺。高橋神社聖地三拾石下野國都賀

郡高橋村あり。祠官持田氏別當神宮寺。健田神社結城郡小場小あり

り。祠官絶り別當乘國寺。桑原神社岡田郡國生村あり。今祠官別

○成田泰詒記卷二 ○三十二

國司部内の
官社と祀畵

- | | |
|--------|-------|
| 香取神宮 | 健田神社 |
| 寒川神社 | 桑原神社 |
| 蘇我叱咤神社 | 茂侶神社 |
| 老尾神社 | 意富比神社 |
| 麻賀多神社 | 螭螭神社 |
| 高橋神社 | 式外茂實録 |
| | 小松神社 |





○成田泰請記卷二

○三十三

當と元絶り横関氏奉幣有り。茂侶神社壘地二十五石葛飾郡三輪山村少り説本編小詳有り。意富比神社同郡舟橋村少り本編小詳有り。○騎蛟神社相馬郡立木村にあり壘地五十石祠宮友野氏海老原氏別當神宮寺。小松神社香取郡神崎村少り壘地二十石祠宮神崎氏別當神宮寺以上本國官社に大槪有り其詳をていし拙著下總式内神社考

小の長

茂春山寶成寺同所少あり寺領三十石慶安元年戊子七月地 禪宗曹洞派日并宗徳寺に屬し本尊正觀音開基成瀬伊豆守之成開山大譽和尚承應元年十月此寺即内村本戸内小あり 域中成瀬氏の碑あり殉死三人の名を題するを示す

○栗原本郷、和名額聚抄不載所の栗原本郷なる一、同書小葛飾郡の郷名云を載に度毛ハトケ下て今の戸ヶ崎なる下
今武蔵國葛飾郡小葛飾
伊勢度會ハワタラエト訊され
河内國古市郡尺度郷ハガトと訊
駿河國有度郡ハウドと訊されハ此トの訊カ下毛ハ
モウハハカクケの訓ナラン上在下の縣ナラン
尾社傳記考證小毛ハ葛飾の假字に用いた

と万葉の巻小保押毛友三七の巻 八島、京師穂井田忠友の所蔵養老五年此戸

小名毛伎世婆云云と見えり

籍小下徳國葛飾郡大嶋郷河和里云々とあり忠友の説小和名抄の八

嶋大嶋に誤ならん云へり大嶋村は杉戸に邊小あり見えん

江戸砂子六小葛飾郡本新井大島あり此うきさへ八大能多と云ふ大の 新居ハ新井宿

誰とも忠友の説と符合まればと大島町と云ふい、ありん

なりと或ハ云へと新井村なるべし武蔵國埼玉郡の此村近き所小

中新井下新井新田等あり昔共小一郷とありん桑原

ハ桑崎新田云續き小本郷村葛飾郡小属 あり見えん

地を尋る小本郷といふ字小心と附べし栗原ハ栗原本郷村なるべし

國崎玉郡葛飾郡接し所小栗原 豊島ハ田嶋村なるべし

村と云ふと見えん

考 驛家 今の新井宿なるべし

附 浅草新井宿見より

の宿と由ハ青戸村なるべし新井宿と云

名ハ青戸新井宿といふと見えん

○成田参詣記卷二

